

デイサービス桑の里 運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人清和会が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者（以下、「従業者」という。）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し適正な指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 従業者は、通所介護において、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な介護支援及び機能訓練を行うことにより利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

又、介護予防通所介護では、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 従業者は、事業の提供に当たっては利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の対場に立ったサービスの提供に努めるものとする。また懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行う。

3 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(通所介護サービスと介護予防通所介護サービスの一体的運営)

第 3 条 通所介護サービスと介護予防通所介護サービスは、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

(事業所の名称等)

第 4 条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 事業所の名称 デイサービス 桑の里

(2) 事業所の所在地 新潟県上越市大字京田字三角田 1 3 4 番地 1

(従業者の資格)

第 5 条 事業所に従事するものの資格は次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 社会福祉士又は社会福祉主事及び任用資格又は精神保健福祉士
- (2) 看護職員 看護師又は准看護師
- (3) 機能訓練指導員 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又は案摩マッサージ指圧師

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 6 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤 短期入所生活介護事業所管理者と兼務)
管理者は、従業者の管理、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上 (常勤 他職務との兼務者含)
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を行う。
- (3) 看護職員 1名以上 (常勤 他事業所との兼務者含)
看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状況の把握、事業所の衛生管理等の業務を行う。
- (4) 介護職員 3名以上 (常勤 他職務との兼務者含む)
介護職員は、自立的な日常生活を営むための支援等の業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 7 条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から土曜日とする。
但し、12月30日から1月3日は休日とする。
- (2) 営業時間は 午前7時30分から午後7時30分までとする。
但し、上記営業時間外でも相談等に応じる体制をとる。
- (3) サービス提供時間 午前9時15分から午後4時30分までとする。
※利用者を事業所に迎えて送り出すまでの間をいう。
- (4) 延長時間 午前7時30分から午前9時15分、午後4時30分から午後7時30分とする。
※利用者の希望により延長サービスを実施する。

(実施単位及び利用定員)

第 8 条 実施単位及び利用定員を次のとおりとする。

- (1) 実施単位 1単位

(2) 利用定員 18名

(通所介護サービスおよび介護予防通所介護サービスの内容)

第9条 通所介護サービスの内容は、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他日常生活上の世話及び機能訓練、送迎とし、サービスの提供に当たっては、次の点に留意するものとする。

- ① 通所介護サービスは利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - ② 職員は自らその提供する通所介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - ③ 通所介護サービス提供に当たっては、通所介護計画書に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む事ができるよう必要な援助を行うものとする。
 - ④ 職員は通所介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - ⑤ 通所介護サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
 - ⑥ 通所介護サービスは、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って提供するものとする。特に認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。
- 2** 介護予防通所介護サービスの内容は、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他日常生活上の支援及び機能訓練、送迎とし、サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。
- ① 介護予防通所介護サービスは、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行なうものとする。
 - ② 介護予防通所介護サービスは、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者介護を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握し、これらを踏まえ、また介護予防通所介護計画を作成し、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - ③ 介護予防通所介護サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めるものとする。
 - ④ 職員は、通所介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

- ⑤ 職員は、自らその提供する介護予防通所介護サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図るものとする。
- ⑥ 介護予防通所介護サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(利用料その他の費用の額)

第10条 法定代理受領サービスに該当する指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者を支払われる居宅サービス費の額を控除して得た額、及び当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者を支払われる介護予防サービス費を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

① 食事の提供に要する費用

朝 食 (一食につき)	5 7 0 円
昼 食 (一食につき)	7 7 0 円
夕 食 (一食につき)	5 7 0 円

② 行事等特別な食事代 実 費

③ おむつ代

紙おむつ (1品につき)	1 5 5 円
紙パンツ (1品につき)	1 2 5 円
パット (1品につき)	4 0 円

④ 通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスで提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

ア、利用者の希望によって提供する日常生活に必要な身の回り品の費用 実 費

イ、利用者の希望によって提供する日常生活に必要な教養娯楽に係る費用 実 費

3 前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者又はその家族の同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、旧上越市（高田地区【高田・新道・金谷・和田・津有・春日・三郷】・直江津地区【直江津・五智】）とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 事業所を利用する者は、次の事項に留意しなければならない。

- ① 事業所を利用する者は、事業所内において政治活動、宗教活動を行ってはならない。
- ② 事業所を利用する者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。
- ③ 利用者はこの運営規程の定めるところにより、指導及び調査等に従わなければならない。
- ④ 利用者の所持金その他貴重品は自己管理を原則とするが、管理しがたい場合については、管理者に申し出て管理を依頼することができる。
- ⑤ 利用者はサービス提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることが出来るよう留意するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 従業者は、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、また、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第14条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 上記については、少なくとも年2回以上実施する。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、利用者の使用とする施設、食器その他の設備又は供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な設置を講ずるものとする。

1 事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な設置を講ずるものとする。

(秘密の保持)

第16条 職員は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

2 事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な設置を講ずるものとする。

3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文章により得るものとする。

(苦情の対応)

第17条 事業所は、通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスに係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な設置を講ずるものとし、その概要を利用者及び家族に文書により説明するものとする。

2 事業所は、苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うものとする。

3 事業所は、利用者又は家族からの苦情に対して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な扱いを行わない。

(事故発生時の対応)

第18条 事業所は、事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な設置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 事業所は、通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(職員の研修)

第19条 事業所は職員の質的向上を図るための研究、研修の機会を儲け、また、適切かつ効率的に通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備するものとする。

2 事業所は、職員の研修を次のとおり実施するものとする。

① 採用時研修 使用後6ヶ月以内に実施

② 継続研修 年1回以上実施

附則

この規程は、平成28年2月1日より施行する。